



玉城陽平特別委員長

議会基本条例の改正

南風原町議会は、平成25年12月に施行した議会の基本理念・議員の役割等を定めた南風原町議会基本条例に基づき、さまざまな取り組みを行ってきました。

条例の目的が達成されているかを確認するため、令和5年6月に議会活性化調査特別委員会を設置し、検証作業を行うことを決定しました。

検証の結果により、議会改革及び議会機能の充実強化を図るため、大規模災害等の緊急事態に議会が行う対応を新たに規定することとなりました。

追加された 災害時の対応

第9章 災害時の対応 (災害時の対策)

第26条 議会としての災害対応は、あらゆる災害において町長の招集等に応じて議会の機能的活動が図られるよう、務めるものとする。

- 2 議長は、南風原町災害対策本部が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。
- 3 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立するものとする。
- 4 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。

条例の制定・改正で何が変わるの？

国民健康保険税 均等割の引き上げ

◇南風原町国民健康保険税条例の一部を改正

本町国保特会の均衡ある財政運営を図るため、具体的には単年度赤字見込み額の4分の1程度(3750万円)を解消するために均等割の改正を行います。

3人世帯(40～64歳が2人)の場合

所得	増額分	備考
～43万円	4350円	7割軽減
400万円	14500円	

こども誰でも通園制度(就労要件問わず)が始まります

◇南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

対象者：生後6か月から満3歳未満

利用時間：月10時間

利用者負担金：1時間あたり300円

実施予定園：マイフレンズ保育園、よなは第2保育園、町立宮平保育所



町立保育所の食費の改正

◇南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正
物価高騰等を踏まえ、町立保育所の食事の質を維持するため、食事提供に要する費用の額を改正します。

改正前	6000円	→	改正後	6700円	700円の増額
-----	-------	---	-----	-------	---------